

『基本テキスト民法総則（第2版）』
第17刷における修正

本書の最新第17刷では、以下の修正を行っています。第16刷までのものを使用している皆様におかれましては、以下のように読み替えてご活用をお願いいたします。

記

2025年4月9日
(株)中央経済社

刷数	場所	誤	正
第17刷	p.64〔2-61〕1行目	営業を許された未成年者は、	営業を許された未成年者 <u>(民法 823 条参照)</u> は、
	p.85〔3-31〕最後の行	求めるほかない。	求めるほかない。 <u>(→ 5 - 63)</u>
	p.184〔8-12〕最後の行	相続財産の管理人に関する規定（民法 918 条）などが	相続財産の <u>清算</u> 人に関する規定（民法 <u>952 条・953 条</u> ）などが
	p.232〔9-63〕の見出し	（3）法人の機関	（3）法人の <u>主な</u> 機関
	p.236〔図表 9 - 2〕の見出し	法人の機関とその関係	法人の <u>主な</u> 機関とその関係
	p.274〔10-93〕4行目	不法行為に基づく損害賠償請求権……時効が進行する。	<u>削除</u>
	p.274〔10-94〕1行目	なお、契約内容に	<u>では、</u> 契約内容に
	p.274〔10-94〕末尾	進行するものと解される。	進行するものと解される。 <u>なお、相殺の局面における期限の利益の放棄・喪失と消滅時効の関係について、最判平成 25 年 2 月 28 日民集 67 卷 2 号 343 頁参照。</u>

p.275〔10-95〕下から 4行目	債務不履行に基づき契 約解除（民法 540 条以 下）	債務不履行に基づき契 約解除（民法 <u>541 条・ 542 条</u> ）
p.286〔10-149〕3行 目	その効力が生じる（民 法 153 条）。	その効力が生じる（民 法 153 条。 <u>ただし、民 法 457 条。また、民法 396 条も参照</u> ）。
判例索引		（下記を追加） <u>最判平成 25 年 2 月 28 日民集 67 卷 2 号 343 頁 ……274</u>
判例索引	最判令和 2 年 2 月 28 日 民集 74 卷 2 号 106 頁	最判令和 2 年 2 月 28 日 民集 74 卷 2 号 106 頁… <u>…246</u>